

5 ゆたかな心を育み未来へ継承するまち

基本方針 1

次代を担う子どもたちへの多方面にわたる教育の推進

現況と課題

□教育環境

学校教育においては、たくましい体、豊かな心、すぐれた知性等の「生きる力」を身に付けた子どもたちの育成に取り組んできました。しかし、全国的にみて子どもたちの学力や体力、規範意識の低下等、問題が指摘されており、本市も決して例外ではありません。

今後は、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の確かな学力を身に付けた子どもたちの育成を目指す必要があります。

一方で、心身ともに調和のとれた子どもたちの育成や地域の特性を生かした教育の推進、自分の将来に夢や希望がもてるような教育の充実を図るためには、学校・保護者・地域・行政が協力して早急に取り組まなければなりません。

そこで、これまで以上に、地域に開かれ、教育課程に創意工夫を凝らした特色ある学校づくりや、次代を担う子どもたちが安全・安心かつ時代に即した快適な教育環境の中で、心豊かに生き生きと学ぶことができる環境づくりが必要です。

また、国際化や情報化に対応した教育の充実、特別支援教育や人権教育の推進を図るために、教職員の研修を充実するとともに、教育委員会と学校、家庭、地域社会との連携を図ることが重要です。

□国際交流・姉妹都市交流・市民交流

近年、国境を越えた人、物、情報などの交流がますます活発化し、本市においても、国際交流の基盤整備や海外との交流・協力関係の構築、世界に開かれた地域社会づくりとともに、世界に貢献する人材育成が必要となっています。

本市は、昭和60年9月にアメリカ合衆国ポーツマス市と姉妹都市の盟約を締結し、記念行事の相互開催、両市民の相互訪問などを行い、国際親善友好交流を行ってきました。

また、市民間交流も、平成12年2月に姉妹港締結を行ったオーストラリア国アルバーニー市との中高生のホームステイ事業や、国際交流協会を核としたシンガポールの中学校との学校間交流、保育所・幼稚園への訪問や小・中学生や一般への英会話教室など、地域に根ざした交流活動を実施しています。



今後は、関係機関と連携して、外国人が訪問しやすい都市づくりを推進し、国際交流センター小村記念館を拠点とした研修会や各種大会を開催するなど、市民一人ひとりが国際化社会の中で郷土を愛し誇りを持ちながら世界に視野を広げる機会の拡充を図る必要があります。

また、国内でも姉妹都市である沖縄県那覇市、愛知県犬山市との市民間交流を行っています。那覇市とは相互訪問による文化交流、少年野球や少女バレーボールを通じたスポーツ交流などを行ってきており、犬山市とは、小学生によるホームステイや地場物産品の相互販売などを行っています。また、それぞれに目的意識を持った各種団体の交流も活発に行われています。

これらの交流活動は、市民生活に大きな刺激を与え、自らの郷土を再認識する機会にもなり、地域社会での豊かな心の醸成へとつながるとともに、交流人口の増加を図り、本市の活性化に大きな役割を果たすものです。

今後は、都市間交流や地域に開かれたまちづくりを目指して、市民が主体となった交流の促進を図る必要があります。

施策の体系

1 生きる力を育む学校教育の充実

- (1) 小中連携、小中一貫教育の充実
- (2) 一人ひとりの児童・生徒に応じた教育の推進
- (3) 教育内容の充実
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 健康・安全教育の充実
- (6) 学校施設・学習環境の整備
- (7) 学校給食の充実
- (8) 就学支援制度の充実

2 家庭・学校・地域の協力体制の確立

- (1) 家庭や地域での教育力の向上
- (2) 地域社会における青少年の健全育成

3 国際交流及び姉妹都市交流・協力の推進

- (1) 国際・姉妹都市交流の推進
- (2) 市民主体の交流活動の推進

1 生きる力を育む学校教育の充実

施策の方針

- 1 人間尊重を基本として、人権感覚を身に付け、生き生きと暮らすことのできる心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。
- 2 小中連携や小中一貫教育についての研究・検証を行います。
- 3 一人ひとりの児童・生徒に応じた教育を推進するため、特別支援教育や教職員の研修の充実に努めます。
- 4 郷土の豊かな自然や産業に関わる体験学習を通じて、ふるさとに関する知識・理解を深めるとともに、郷土を愛し、心豊かな人づくりに努めます。
- 5 情報教育、国際理解教育、読書教育等に関して、ソフト・ハードの両面にわたっての充実に努めます。
- 6 児童・生徒の健康増進や、*食育に対する正しい理解を図るため、学校給食の充実に努めます。
- 7 教育の多様化に対応したゆとりある学習空間や生活空間の確保を図るため、学校施設や設備の計画的な整備を進めます。
- 8 就学援助制度等の充実に努め、就学を支援します。
- 9 *ブックピア日南を推進し、読書教育の充実に努めます。

施策の概要

(1) 小中連携、小中一貫教育の充実

- ① 小中連携、小中一貫教育を推進するため、各学校区の実態に応じた教育課程の編成や、推進方法等についての研究・実践を推進します。
- ② 小中9年間を見通した教育を推進し、個に応じて、生きる力を育むために人的環境の整備、施設環境の整備などに努めます。
- ③ 就学前教育と小学校・中学校との連携や小中連携、中高連携などの推進を通して、教育的課題の解決や学力向上に努めます。

(2) 一人ひとりの児童・生徒に応じた教育の推進

- ① 児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じた学習指導の徹底、指導内容・指導方法の工夫改善などを積極的に推進します。
- ② 教職員の校内・校外研修を充実し、研修意欲と資質の向上を図るため、研修機会の確保に努めます。
- ③ 児童・生徒の健全育成と問題行動や不登校に対応するため、教職員の指導技術等の向上や支援体制の整備を図ります。

食育

健康的な生活を送るために、食に関するあらゆる知識を育むこと。

ブックピア日南

ブック+ユートピア+日南の造語。市全体で読書活動を推進し、生涯学習の礎とするもの。



(3) 教育内容の充実

- ①自然体験活動や職場体験学習、ボランティア活動など様々な機会を提供し、豊かな体験を通して道徳性の育成を図ります。
- ②地域の人材や豊かな自然、伝統・文化、地場産業など本市の教育資源を活用した体験的ふるさと学習の推進を図ります。
- ③学校図書館の環境整備を充実し、読書教育を推進します。
- ④児童・生徒が将来への夢をもち、自分の個性を理解するとともに進路を選択・決定していこうとする『キャリア教育』を推進します。
- ⑤外国語指導助手を活用した小中学校における外国語活動や英語教育の充実を図ります。
- ⑥高度情報社会に対応するため、情報技術を活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成に努めるとともに、情報モラル・マナーに関する指導の充実を図ります。
- ⑦児童・生徒一人ひとりの理解を深め、組織的・計画的な生徒指導を推進します。
- ⑧人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の推進に努めます。

(4) 特別支援教育の推進

- ①障がいのある児童・生徒の状況に応じた適正な就学指導を行うとともに、障がいのある児童・生徒に配慮した教育環境の整備に努めます。
- ②児童・生徒が障がいに対する正しい知識と理解を深めることができるよう、教育の充実に努めます。
- ③特別支援教育*コーディネーター等の養成と確保に努めます。

(5) 健康・安全教育の充実

- ①食の大切さについての理解と生活習慣病予防や望ましい食習慣の定着を図るため、食育の推進に努めます。
- ②児童・生徒の安全を図るため、学校施設や通学路などの安全点検による事故防止対策や見守り活動、保護者と学校とが連携した家庭内での安全確認など、家庭・地域における安全教育を推進します。
- ③性教育等の保健教育、薬物乱用の防止など心と体の健康づくりに配慮した健康教育を推進し、成長過程における児童・生徒の心のケアのため、
*スクールカウンセラーや*スクールアシスタントなどの活用、学校医や保健所などとの連携強化を図ります。
- ④体力向上を図るため、教育課程上の工夫や学校における施設・設備の活用による特色のある教育活動を推進します。

コーディネーター
調整する人、まとめる人で会議などで機会をしたり内容を取りまとめると言った役割を果たす。

スクールカウンセラー
学校教育において、心理学に基づいた援助サービスを行う専門家。

スクールアシスタント
担任とともに学習や生活面での支援を行う人。



- ⑤学校や保護者、関係機関と連携を図り、感染症に対する予防対策に努めます。

(6) 学校施設・学習環境の整備

- ①児童・生徒が安全・安心で快適に学習できるよう学校施設の改善に努めます。
- ②情報化に対応するため、コンピュータなどの教育機器の整備・更新や教職員の研修機会の充実を図るとともに、教育機器の効率的な活用を促進します。
- ③学校教育を進めるうえで必要な機能を確保するため、教材等の充実に努めます。
- ④児童・生徒数の減少を考慮しながら、児童・生徒の通学の利便性向上や通学区域の明確化のため、小中学校の通学区域の見直しの必要性について検討します。

(7) 学校給食の充実

- ①学校給食施設整備と衛生管理の徹底を図り、安全・安心な給食を提供します。また、地場産物を積極的に活用し献立や調理法の研究など、おいしい給食づくりに努めます。
- ②少子化による児童・生徒数の減少に対応した給食業務の効率化と施設の改善を図ります。
- ③地域の生産者や関係機関と連携し、食育の推進に努めます。

(8) 就学支援制度の充実

- ①児童・生徒に望ましい教育を支援するために、就学支援制度の充実に努めます。
- ②義務教育以降の高等学校や大学等へ、進学意欲のある生徒に対して、修学資金として教育資金貸付の支援に努めます。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	施設の耐震化率（小学校）	94.6%	100%
2	施設の耐震化率（中学校）	90.2%	100%
3	学校図書館蔵書数（小学校）	96,858冊	102,880冊
4	学校図書館蔵書数（中学校）	63,275冊	74,640冊
5	ホームページ開設数（小学校）	10校	17校
6	ホームページ開設数（中学校）	4校	10校



幼小中一貫教育校 学びの杜北郷学園

2 家庭・学校・地域の協力体制の確立

施策の方針

1 地域の特性を生かした教育環境づくりや、幅広い視点で教育の充実を図るとともに、家庭と学校、地域が一体となって子どもたちを守り、健全に育てる体制づくりを推進します。

施策の概要

(1) 家庭や地域での教育力の向上

- ①学校をはじめとする関係機関の連携により、子どもの発達段階に応じたしつけ等に関する情報の提供や相談体制の整備を図り、家庭の教育力の向上を総合的に支援します。
- ②「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識のもと、家庭、学校、地域社会が連携し、発達段階に応じた自然体験や伝統芸能等継承活動、ボランティア活動など様々な体験活動の機会を提供し、青少年の豊かな心を育みます。

(2) 地域社会における青少年の健全育成

- ①「地域安全みまもり隊」等の青少年の見守り活動の充実を図り、地域での安全対策を促進します。
- ②有害図書類の排除や非行を誘発しやすい場所の解消など青少年に有害な社会環境の浄化に努めるとともに、関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図ります。
- ③青少年健全育成に対する市民の理解と関心を深めるため、非行防止の取組や情勢等について広報啓発活動を推進するとともに、問題行動等を起こした少年の指導、被害少年に対する支援などを通じた少年非行防止対策を図ります。

	施策指標	現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	青少年体験活動開催数 (参加者数)	4回 (190名)	7回 (350名)
2	放課後こども教室開設数 (参加者数)	9教室 (231名)	14教室 (350名)



施策の展開

3 国際交流及び姉妹都市交流・協力の推進**施策の方針**

1 国際感覚豊かな人材の育成をめざし、児童・生徒をはじめ、市民各層に対して異文化理解を深める学習機会を提供するとともに、ホームステイなどを通じた人的交流を促進します。また、国際交流活動を行う市民団体の育成・支援に努めます。

施策の概要**(1) 国際・姉妹都市交流の推進**

- ① 姉妹都市・姉妹港交流を活性化し、相互理解を深めるため、スポーツやホームステイ、文化交流、イベントの開催などにより市民間交流を推進します。
- ② 親善訪問や児童・生徒の作品交換など文化交流を促進するとともに、各種の交流・イベントなどを開催し、経済交流を推進します。
- ③ 日南市姉妹都市友好協会のさらなる組織強化と充実を図り、交流事業の一元化を図ります。また、観光や文化などを紹介するボランティア団体や市民との連携を図ります。
- ④ 外国語会話教室や外国を知るための講座を開催するなど、生涯学習講座の開催を推進するとともに、その内容の充実を図り、国際理解教育の質的向上を図ります。
- ⑤ 姉妹都市交流をはじめとした国際交流の場として、有機的に機能する国際交流拠点づくりを推進します。

(2) 市民主体の交流活動の推進

- ① 本市の優れた地域資源を活用した都市間交流や、スポーツなどを通じた各種団体との交流を促進するとともに、市外の本市出身者とも連携しながら市民主体の交流活動の活性化を図ります。
- ② 各種団体が、より一層活発に交流できるよう、交流情報の発信と活動環境の整備を進めるとともに、市民交流活動の育成と促進を図ります。
- ③ 国際交流機関との連携により、民間の国際交流・協力団体やボランティアに対する情報提供等の活動支援を行うとともに、国際交流・協力を支える人材や団体の育成を図ります。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	外国語教室開催数	(H20実績) 50回	60回
2	外国語教室受講者数	(H20実績) 25人	40人
3	姉妹都市友好協会会員数	130人(団体)	150人(団体)
4	本市を訪れる外国人観光客数	(H20実績) 22,496人	30,000人



犬山市でのホームステイ



基本方針2

歴史的資源を生かしたまちづくり

現況と課題

□歴史的資源

本市では、飫肥藩伊東家5万1千石の城下町飫肥をはじめ、戦前のマグロ水揚げ日本一を誇った港町油津、海幸彦・山幸彦神話の舞台となった鶴戸神宮、榎原神社、潮嶽神社、藩政時代の関所である山仮屋関所跡など、各地域の特色ある歴史的資源が現在に伝えられています。

また、日南海岸国定公園の美しい海岸線、400年の歴史を有する飫肥林業、日本の棚田百選の坂元棚田など、自然と歴史が織りなす豊かな文化圏を形成しています。

このうち飫肥城下町については、昭和49年から、大々的な市民運動のもと飫肥城復元事業に取り組み、昭和52年には、九州で最初に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、歴史的資源の保存・活用では先進的な取組を行ってきました。

今後、伝統的建造物群保存地区のみならず、城下町全体と周辺の自然景観を含めた歴史的景観の保全が求められています。油津の堀川運河周辺については、歴史的街並みと運河を生かしたにぎわいや活力のあるまちづくりが求められており、その核となる登録有形文化財の保存と活用が課題です。

また、少子高齢化の急速な進展と地域コミュニティの弱体化によって伝承者の高齢化や担い手不足が進行して、地域の年中行事や民俗芸能を継承することが困難になってきており、早急な調査と保存措置が必要です。

さらに、市内に多数存在するその他の指定文化財、未指定文化財についても、総合的な調査による歴史文化基本構想及び保存活用計画の策定により、本市の歴史や文化、伝統文化を生かしたまちづくりの推進が望まれます。そのためには、歴史的資源の積極的な調査と情報の公開を行い、市民の誰もが郷土の歴史を知ることにより、郷土に愛着と誇りを持ち、地域の個性を次世代へ継承していくことが重要です。

施策の体系

1 郷土の歴史的・文化的資源の一体的な活用

- (1) 文化財の保存と活用
- (2) 飫肥城下町における歴史的・文化的遺産の活用
- (3) 堀川運河周辺整備と活用の推進
- (4) 坂元棚田文化的景観の保存と活用

2 伝統芸能の継承

- (1) 伝統芸能の伝承活動の促進



1 郷土の歴史的・文化的資源の一体的な活用

施策の方針

- 1 市内の歴史的・文化的資源をテーマごとに把握し、必要な情報をデータベースとして構築し、まちづくりに活用します。
- 2 飫肥城下町や油津、坂元棚田、鶉戸神宮など、歴史的風致の優れた地区について、核となる文化財とその周辺環境を保存し、まちづくりに活用します。

施策の概要

(1) 文化財の保存と活用

- ①歴史的資源を生かしたまちづくりを推進するために、歴史文化基本構想を策定します。
- ②有形文化財や史跡・天然記念物等の適切な保護・保存に努めるとともに、市内に点在する埋蔵文化財や遺跡等の調査研究を進めます。
- ③民俗文化財や建造物、古文書など、近い将来に消滅や散逸することが危惧される文化財については調査を実施して、その保存・活用を図ります。
- ④市民の文化財保護意識の高揚を図るため、文化遺産についての案内・説明板の設置や広報紙等を通じて啓発に努めるとともに、多様な主体の参加による文化財保護活動の促進を図ります。
- ⑤文化財資料展示室や歴史的な資料の展示、歴史講座等を活用した学習機会の充実を図ります。
- ⑥本市の歴史や文化、伝統についての理解を深めてもらうために、各種パンフレットや印刷物を作成します。
- ⑦市内外に散逸している郷土に関する歴史資料や、伝承者が高齢化している民俗文化財などについて、収集・記録を行い、市民共有の財産として保存・活用します。

(2) 飫肥城下町における歴史的・文化的遺産の活用

- ①飫肥重要伝統的建造物群保存地区について、保存計画に基づく修理・修景事業を推進するとともに、保存計画の見直しや関係条例を整備します。
- ②文化財建造物や観光施設としての位置づけがある飫肥城由緒施設等のうち、必要な施設については整備・改修を行います。



- ③ 飫肥城下町の顔である飫肥城大手門周辺の歴史的景観の復元について検討します。
- ④ 飫肥城下町と周囲の自然環境について、歴史的風致の維持と向上に努めます。

(3) 堀川運河周辺整備と活用の推進

- ① 油津の歴史的街並みと堀川運河については、市民と行政との協働により、歴史的景観を生かしたにぎわいや活力のあるまちづくりを推進します。
- ② 文化庁登録有形文化財の建造物や土木遺産について、油津のまちづくりに必要な物件の保存・活用に努めます。

(4) 坂元棚田文化的景観の保存と活用

- ① 坂元棚田とその周囲の飫肥杉美林について、文化的景観の計画を策定するとともに、今後の保存と活用に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	文化財指定件数	67件	77件
2	文化財登録件数	22件	42件
3	飫肥城由緒施設入館者数	約10万人	12万人



堀川運河

2 伝統芸能の継承

施策の方針

- 1 地域に受け継がれてきた伝統芸能や祭りを市民が主体となって調査・保存するための支援を行います。
- 2 伝統芸能等の発表や鑑賞機会の充実を図り、継承者の発掘・育成に努めます。

施策の概要

(1) 伝統芸能の伝承活動の促進

- ①地域に根ざした伝統芸能を保存・継承していくため、後継者の育成を図るとともに、記録・調査・保存活動を推進します。
- ②地域に伝わる郷土芸能や民話、祭、行事等の発表や鑑賞機会の提供、後継者の育成活動を支援します。
- ③伝統的な文化活動に積極的に取り組んでいる地域団体、グループ等を支援します。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	伝統芸能発表会数	年／1回	年／2回



榎原神社の神楽



潮嶽神社の祭り



基本方針3

生涯学習・文化振興・生涯スポーツの推進

現況と課題

□生涯学習

近年の国際化、情報化等の進展による社会環境の変化や余暇時間の増加などにより、市民の学習意識は益々高まりを見せています。

生涯にわたり多種多様な学習を行うことにより、個性と能力を伸ばし、夢や目標を実現させたいという要求にこたえるため、本市では、現在、公立公民館を拠点として自治公民館と連携し、市民の生涯学習を支援しています。

具体的には、生涯学習の講座・学級を開催して子どもから高齢者まで学習の機会を提供し、発表機会の充実や生涯学習に関する広報と情報の提供、指導者の登録・活用などに努めています。

また、まなびピア、ふれあい交流センター、南郷ハートフルセンターなど、社会教育施設の機能の充実を図っています。

今後とも、生きがいづくりや健康づくりを支援し、市民一人ひとりが自らの意志に基づいて心豊かで充実した人生を送ることができるよう、学習手段や方法を選択し学ぶことができる生涯学習社会づくりと、地域の特色を生かした地域分散型の生涯学習を推進する必要があります。

また、生涯学習を推進するうえで、生涯学習の基礎条件として指導者等の人材の育成が重要です。

さらに、地域に密着した健康づくりや環境整備、青少年育成など様々な地域課題に取り組んでいくために、家庭、学校、地域社会が連携した体制づくりが求められており、今後ますます地域住民による主体的な活動が望まれています。

□地域文化

本市は、飫肥杉で栄えた歴史や城下町飫肥における独自の文化、明治時代後期から大正、昭和初期にかけてのマグロ景気による繁栄、多くの外来の人を受け入れていた油津など、市内各地域がそれぞれに特色のある歴史と文化を持ち、独自の地域性がみられます。

しかし、近年は交通網の整備や情報通信技術の発達により、都市文化の流入スピードが年々著しくなっており、本市の地域文化の基盤となる地域社会も大きく変化しています。

このような中で、本市では各地域の文化施設等を拠点とした多彩な文化活動の推進と施設利用の促進に努め、伝統芸能や文化財の保存を支援してきました。そして、日南文化芸術協会を中心とした各種の市民文化活動が積極的に行われており、数多くの発表会が開催されています。しかしながら、これらの文化活動においても、参加者やその指導者が高齢化しており、後継者や若手指導者の育成が求められています。



今後は、市内外の文化団体や関係機関と連携しながら、多くの市民が文化に親しむ機会の充実を図るとともに、文化活動に対し、市民の関心を高めていくことも求められています。

さらに、幼少期からの郷土を愛する人材育成を目指して、ふるさと教育の推進も重要です。

□生涯スポーツ

近年、余暇時間の増加や健康志向の高まりに伴い、健康づくり・体力づくりのためのスポーツ・レクリエーションに対する関心・欲求が一層高まり、その内容も多様化してきています。

一方で、市民の多くは、スポーツ・レクリエーションをみんなで行うことにより、健康保持や体力増進に加え、相互の交流による連帯感がさらに深まることを期待しています。

そのような中、本市においては、それぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、だれもが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。

また、体育協会による団体活動の育成・援助、スポーツ教室の開催、さらには自治公民館活動による地域でのスポーツ交流など活発な活動が展開されており、地域住民の主体的な取組もみられます。

しかし現状では、一定の人が重複して参加するなど、市民全体に対するスポーツ人口は限られた人々に偏っている状況にあります。

また、老朽化した社会体育施設の更新など、市民一人ひとりの価値観や多種多様な選択肢に対応できる運動施設を整備する必要があります。

すべての市民がそれぞれの年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しめることが重要であり、さらにスポーツを通して市民の健康増進と青少年の健全育成、交流人口増加など、本市の活性化につながるよう取組の推進が求められます。

施策の体系

1 生涯学習支援の拡大

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯学習の推進体制の充実
- (3) 関連施設の整備・充実

2 文化芸術活動の充実

- (1) 文化活動の推進
- (2) 文化施設の充実

3 図書館の充実・ネットワーク化

- (1) 図書館サービスの充実
- (2) 図書館ネットワークの構築

4 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- (2) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進体制の充実
- (3) 施設の整備と活用



施策の展開

1 生涯学習支援の拡大

施策の方針

- 1 生涯学習講座等の各種事業については、各地区の公立公民館等を効果的に活用し、幅広い世代が多種多様なメニューを有効に共有できるシステムづくりを進めます。
- 2 自治公民館等の利用により、公民館単位での活動の拠点を確保します。

施策の概要

(1) 生涯学習の推進

- ①公立公民館や自治公民館における市民や社会教育関係団体の自主的学習活動などを積極的に奨励・援助するとともに、学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充に努めます。
- ②生涯学習推進大会の開催など、啓発活動を推進するとともに、学習成果の発表機会の拡充を図ります。
- ③出前講座の拡充を図り、多種多様なニーズに対応する学習プログラムを充実させます。
- ④女性の地位向上を目指す学習活動と実践活動の推進を図ります。特に、地域づくりの担い手として意識の高揚を図り、婦人団体組織の拡充、リーダーの育成に努めます。
- ⑤高齢者の学習ニーズに対応するため、各地区で開催する高齢者教室の内容の充実を図ります。

(2) 生涯学習の推進体制の充実

- ①学校や地域社会における学習機会の拡充を図るため、社会教育活動の推進母体となる社会教育関係団体等の育成に努めます。
- ②市民の多様な学習ニーズに対応するため、「人材バンク」への登録を推進し、人材の発掘・育成に努め、その活用を図ります。
- ③様々な学習情報の収集・提供に努め、学習に関する相談体制の充実・活用を図ります。

(3) 関連施設の整備・充実

- ①公民館施設・設備の整備・充実を図り、地域の特色を生かし、地域住民が自らの意志に基づき、学習手段や方法を選択し学ぶことのできる環境づくりに努めます。



②各種の教育文化施設の充実を図り、生涯学習において重要な役割を担う図書館機能の充実を推進します。

③市民の学習の場として、学校施設の活用を図ります。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	生涯学習人材バンク登録者数	176人	200人
2	すぐれもん講座・ 出前講座受講者数	4,200人	5,000人
3	生涯学習講座受講者数	1,000人	1,300人



生涯学習講座（フラダンス）



生涯学習講座（地域発見講座）



施策の展開

2 文化芸術活動の充実

施策の方針

- 1 文化施設の整備等を図り、各種公演会等の開催を提供するとともに、市民自らが企画・活動する場として有効に活用します。
- 2 市民が文化芸術に親しみ、発表する機会を設けるために、美術展・文化祭や各種公演等の拡充を推進します。
- 3 文化芸術関係の情報収集や発信に努めます。

施策の概要

(1) 文化活動の推進

- ①市民の文化芸術活動を積極的に支援するために、発表や展示の機会を提供するなど、文化団体の育成に努めます。
- ②優れた文化芸術を鑑賞するとともに、市民の自主的・創造的な活動を推進する自主文化事業を積極的に実施します。
- ③文化活動に関する指導者の育成・確保に努めます。
- ④文化サークル等の活動内容や芸術活動の情報を広報紙、市ホームページ等で分かりやすく提供することにより、新たな参加者の確保や文化活動の活発化を図ります。
- ⑤県や他市町村との共同での文化事業を実施するとともに、民間企業・団体等にも働きかけ、国内外の優れた芸術の鑑賞を基本とする文化事業の促進を図ります。
- ⑥行政機関、文化関係団体・サークル等とのネットワーク形成や県外芸術・文化団体等のアートキャンプ誘致など、地域・世代・ジャンルを越えた交流・連携により本市文化の創造に努めます。

(2) 文化施設の充実

- ①施設利用者の増加や利便性向上を図るため、文化施設の機能充実に努めます。
- ②文化施設の管理運営について、利用者ニーズに対応した新たな管理運営方式の導入に努めます。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	文化祭参加者数	(H20実績) 1,612人	1,800人
2	芸術展観覧者数	(H20実績) 826人	1,000人
3	自主文化事業入場者数 (1事業平均)	(H20実績) 426人	500人



日南市総合文化祭



施策の展開

3 図書館の充実・ネットワーク化

施策の方針

- 1 図書館施設や蔵書等を効果的・効率的に連携させるため、移動図書館や電子図書等のシステムを確立し、図書館の蔵書を身近な施設で閲覧・貸出、返却できるようネットワーク化を進めます。
- 2 図書館サービスについては、地域の特殊性や地域バランスを考慮しつつ、本館、分館をはじめ支所、各公民館等の学習施設や学校図書館などと連携を図り、サービス水準の維持・向上に努めます。

施策の概要

(1) 図書館サービスの充実

- ①多様化する市民の学習ニーズに対応した多様な分野の図書や資料等の整備に努めます。
- ②市内全域の図書館サービス体制を充実させるため、貸出し・返却及び資料管理をシステム化し、利用者に対して情報・資料等を整えて要求にこたえるなどのサービスの向上を図り、利用しやすい魅力ある図書館づくりに努め、「ブックピア日南」を推進します。
- ③図書資料の適正管理を推進し利活用を図ります。また、多様な自主事業の展開や情報の発信等を行うなど、魅力の向上に努めます。

(2) 図書館ネットワークの構築

- ①市民が身近に図書館を利用できるように、*インターネットで蔵書の検索予約後、本館・分館・支所などでも貸出しを行います。
- ②公立公民館などの生涯学習施設や学校図書館などと連携を深め、地域に密着した図書館ネットワークの構築を推進します。

	施策指標	現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	図書貸出数	208,000冊	332,000冊
2	図書貸出者数	54,000人	84,000人
3	予約図書数	7,000冊	11,000冊

インターネット
世界規模のコンピューター
通信網のこと。



4 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

施策の方針

- 1 森林、海、ダム湖、河川等を活用した既存のスポーツ・レクリエーション施設の相互利用の促進を図ります。
- 2 スポーツ・レクリエーション施設利用プログラムの策定により、多様な活動を支援します。また、多様な種目、世代が集う*総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- 3 地域特性や地域バランスに配慮しながら、各種スポーツ大会を開催又は支援するとともに、社会体育施設の効率的な管理運営と計画的な整備を推進します。
- 4 市民のスポーツ・レクリエーション活動及び健康づくりにつながる運動公園等の整備と維持管理に努めます。

施策の概要

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ①健康づくりと体力づくりを推進するため、市民誰もが気軽に参加できる行事や各種大会を開催するなど、市民総スポーツ運動を展開します。
- ②多様な種目をあらゆる年齢層の市民が、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。
- ③小・中学校の体育連盟と連携しながら、児童・生徒が体育・スポーツに親しむ活動の充実と事業の推進を図ります。
- ④全国規模の大会を誘致するなど、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、全国大会で優秀な成績を取った選手や団体などの表彰を推進します。
- ⑤既存のスポーツイベントやスポーツキャンプの受入れを実施している団体等への支援を行うとともに、一流選手や指導者等によるスポーツ教室、講習会等を開催し、市民の競技力向上や選手との交流を促進します。

総合型地域スポーツクラブ

身近な施設を中心に、地域住民の要望に応じた多様な種目、世代や年齢、技術水準でのスポーツ活動を質の高い指導者のもとで行うこと。

(2) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進体制の充実

- ①スポーツ団体の活動の活性化を図るため、各種大会への参加と支援を強化するとともに、優秀な人材の発掘などを積極的に推進し、スポーツ水準・スポーツ競技力の向上と各種団体の育成に努めます。



- ②出前講座や各地域でのスポーツ行事などを企画・運営し、ニュースポーツの普及を図るとともに、地域スポーツの普及活動の推進母体となるよう、体育指導委員の資質の向上に努めます。

(3) 施設の整備と活用

- ①市民スポーツ・レクリエーションの幅広いニーズに対応するため、日南総合運動公園、さくらアリーナ、南郷中央公園等の諸体育施設の整備を促進し、市民に開かれた施設の充実を図り、広く市民に親しまれるスポーツイベントを開催します。
- ②学校体育施設の開放を推進し、市民に開かれた施設として利用し、広く市民に親しまれるスポーツイベントを開催します。
- ③多様なスポーツプログラムの開発・普及に合わせたスポーツ器具の充実や公園等を利用したウォーキング・ジョギングコースの設定等を行い、気軽に親しむことのできるスポーツの定着化を推進します。
- ④既存のスポーツ・レクリエーション施設については、適切な維持管理や更新を図ります。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	体育施設利用者数	(H20実績) 293,677人	380,000人



総合運動公園陸上競技場

基本方針 4

あらゆる人権を尊重する社会の実現

現況と課題

我が国では、個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障されて以来、すべての人が性別にかかわらず平等に生きることのできる社会の実現を目指し、女性も男性も伸びやかで充実した人生を送る*男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした中、国や県において「男女共同参画社会基本法」をはじめとする法・制度の整備が進められてきましたが、依然として家庭、地域、職場等では性別役割分担意識が根強く残っており、幼児期からの男女平等理念の浸透や生涯学習等における積極的な取組が必要となっています。

旧日南市においても、平成16年に「日南市男女共同参画基本計画」を策定し、その基本計画に基づいた様々な啓発事業や人材育成、審議会等各種委員会への女性委員の参画促進を行ってきました。

しかしながら、個性や人権が尊重される真の男女共同参画社会の実現のためには、なお一層の努力と取組が必要と言えます。

そのため、本市の地域性や特色を踏まえた具体的な施策実施のためのさらなる取組が必要であり、市民・事業者・市が協働して作り上げる真の男女共同参画社会を目指していかなければなりません。

21世紀は人権の世紀とも言われており、心豊かな市民生活を実現するため、子ども、高齢者、障がい者、外国人などのあらゆる人権を尊重し、人権意識の高揚と差別意識の解消を図る必要があります。

学校、地域、事業所、行政が協働し、あらゆる差別の解消に向け、市民一人ひとりの人権意識を高める教育・啓発事業に取り組むことが重要です。

また、えせ同和行為には、今後とも徹底的な排除に努める必要があります。

施策の体系

1 さまざまな分野における人権施策の推進

(1) 人権尊重啓発活動の推進

2 男女共同参画社会の実現

(1) 市民意識の啓発

(2) 女性の社会参画の促進

(3) 男女共同参画の支援

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。



施策の展開

1 さまざまな分野における人権施策の推進

施策の方針

- 1 人権問題を正しく理解するために、啓発や広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。
- 2 行政の各分野において地域や学校と連携しながら、人権を尊重した施策に取り組みます。

施策の概要

(1) 人権尊重啓発活動の推進

- ①学校、家庭、地域、職場などあらゆる場に通じた人権教育・啓発の推進に努めるとともに、広報啓発活動や講演会を通じて、人権意識の高揚と差別意識の解消を図ります。
- ②「人権啓発強調月間」、「人権週間」の定着を図り、人権啓発活動を推進します。
- ③人権擁護委員による人権相談など、人権擁護活動を推進します。
- ④人権に関する誤った認識を植えつける大きな原因となる「えせ同和行為」を排除するために、企業・団体・市民に対する啓発活動を推進します。

	施策指標	現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	人権啓発講演会等の市民参加者数	(H20実績) 500名	600名

2 男女共同参画社会の実現

施策の方針

- 1 市民一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人としてそれぞれに多様な生き方が認められる社会の実現に向けた指針として、男女共同参画基本計画を策定し、人権の尊重と男女平等意識の啓発、女性の社会参加の促進、就業環境や就業条件向上に努めます。
- 2 政策・方針決定の場での男女共同参画を進めるため、各種委員への女性の登用率の目標を30%以上と設定し、女性の登用の推進に努めます。また、女性の個性や能力をより生かすことのできる多様な社会参加の促進に努めます。

施策の概要

(1) 市民意識の啓発

- ①学校、家庭、地域、職場など社会における制度の改善や慣行の見直しを図るため、広報紙等による男女平等意識改革の啓発や講演会を開催します。また、学校教育や社会教育等を通して意識の高揚を図ります。

(2) 女性の社会参画の促進

- ①社会背景を踏まえるとともに、男女共同参画社会づくり条例の改正を見据えつつ、男女共同参画基本計画を策定します。
- ②各種審議会や協議会など、重要な施策の方針決定の場への積極的な女性の登用を進めるとともに、多様な学習機会の充実に努めます。
- ③まちづくりや観光産業など、新たな取組を必要とする分野において女性の人材育成の支援、意識啓発を推進します。

(3) 男女共同参画の支援

- ①ひとり親家庭等への支援や男性の家事・育児・介護への参画促進等により、男女が家庭・職場・地域社会において、ともに自立し、多様な生き方ができる環境の整備に努めます。
- ②育児・介護休業制度をはじめとする各種制度の定着促進を図るとともに、多様な育児ニーズ等の対応を通じて、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援します。



- ③男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体の活動を支援するとともに、他の団体との交流等を促進しつつ、男女共同参画を積極的に推進する地域リーダーの育成に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	審議会等の女性委員の構成比率 (目標値設定可能な審議会等)	10.3%	30%
2	男女いずれかの委員のみで構成 する審議会等の解消	4	0



男女共同参画に関する学習会

緑と黒潮が育む
産業・文化・交流都市

MIYAZAKI
にちなん



飫肥城大手門



「道の駅」なんごう



マリンビューアーなんごう



花立公園の桜



猪八重の滝



堀川運河

